

令和 8 年度

第 1 回石川県最低賃金専門部会

令和 8 年 7 月 30 日（木）

15 時 00 分から 16 時 30 分まで

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

次 第

1 開会

2 労働局あいさつ

3 議題

- ① 部会長及び部会長代理の選出について
- ② 関係労使の意見聴取について
- ③ 石川県最低賃金の改正金額について

4 閉会

第1回 石川県最低賃金専門部会

【資料目次】

		ページ
No. 1	石川県最低賃金専門部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	1
No. 2	石川地方最低賃金審議会石川最低賃金専門部会運営規程・・・・・・	3
No. 3	令和8年度 石川地方最低賃金審議会等開催日程（予定）・・・・	5

石川県最低賃金専門部会委員名簿

(令和8年7月30日現在・五十音順)

区分	氏 名	現 職
公益委員	おく い めぐみ	金沢学院大学 経済学部 教授
	た なか ひで お	株式会社 北國新聞社 論説委員会 副委員長
	ふな ばし ひで あき	国立大学法人 金沢大学 大学院法学研究科 法務専攻 准教授
労働者代表	く の こう すけ	JAM北陸 副書記長
	にし だ しょう	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 石川地方協議会 事務局長
	はん だ ひろ し	日本労働組合総連合会石川県連合会 副事務局長
使用者代表	あぜ うち かず お	一般社団法人 石川県経営者協会 専務理事
	しき なみ とし こ	株式会社シキナミ 代表取締役
	やま した かつ ひろ	石川県商工会連合会 専務理事

【任期：令和8年7月30日から石川県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間】

石川地方最低賃金審議会
石川県最低賃金専門部会運営規程

令和3年7月8日改正

（規程の目的）

第1条 この規程は、石川地方最低賃金審議会に設置する石川県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、石川労働局長（以下「局長」という。）又は公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、石川地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月30日より施行する。

令和 8 年度 石川地方最低賃金審議会等開催日程（予定）

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 ・公益委員会議 ・第462回(諮問)	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30 ・第463回(目安) ・第1回専門部会	31	
赤字(予備日)						

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ・第2回専門部会	4 (予備日)	5 ・第3回専門部会	6 ・第4回専門部会	7 ・専門部会 ・第464回(答申) 法定発効日 10/3	8
9	10	11	12	13 ・専門部会 ・第464回(答申) 法定発効日 10/9	14	15
16	17	18	19 ・第1回運営小委員会	20	21	22
23	24	25 ・第465回(異議審)	26	27	28	29
30	31 ・第465回(異議審) (特貸諮問)					

開催予定年月日	予定時間帯	開催会場		審議会名
令和8年7月6日（月）	10:00-10:50	2F 第3会議室		公益委員会議
	11:00-12:00	2F 第2会議室		第462回審議会（諮問）
令和8年7月30日（木）	13:30-14:50			第463回審議会（目安伝達）
	15:00-16:30			第 1 回専門部会
令和8年8月3日（月）	10:30-12:00			第 2 回専門部会
令和8年8月5日（水）	13:00-15:00			第 3 回専門部会
令和8年8月6日（木）	9:30-11:30			第 4 回専門部会
令和8年8月7日（金）	8:30-10:30		(予備日)	専門部会
	11:00-12:00			第464回審議会（答申） 法定発効日 10/3 異議審 8/25
令和8年8月13日（木）	13:00-14:30		8/7 (予備日)	専門部会
	15:00-16:00			第464回審議会（答申） 法定発効日 10/9 異議審 8/31
令和8年8月19日（水）	10:00-11:30			第1回運営小委員会
令和8年8月25日（火）	10:00-11:00			第465回審議会（異議審）※2
令和8年8月31日（月）	9:30-11:00		第465回審議会（異議審・特質諮問）	

※2 8/25は異議審のみ。異議がなかったら開催しません。